

地域生活支援拠点等について


令和5年6月21日

【概要】

- 地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）は、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能（「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」）のこと。地域の実情に応じて、整備を行うものとなっている。

【目的】

- 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することにより、障害者等の地域での生活を支援する。



拠点等の整備は、施設を整備することではなく、障害福祉サービス等の提供体制（仕組み）を整備すること

【障害者総合支援法の改正内容】（拠点等に関連する内容）

- 令和4年12月の障害者総合支援法改正により、令和6年4月から、拠点等について、法律上に明記された
- 市町村における拠点等の整備が努力義務化され、都道府県による市町村への広域的な支援の役割も明記された

【国の基本指針】（第7期障害福祉計画における拠点等に関連する項目）

成果目標③ 地域生活支援の充実

- 令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検討及び検証することを基本とする

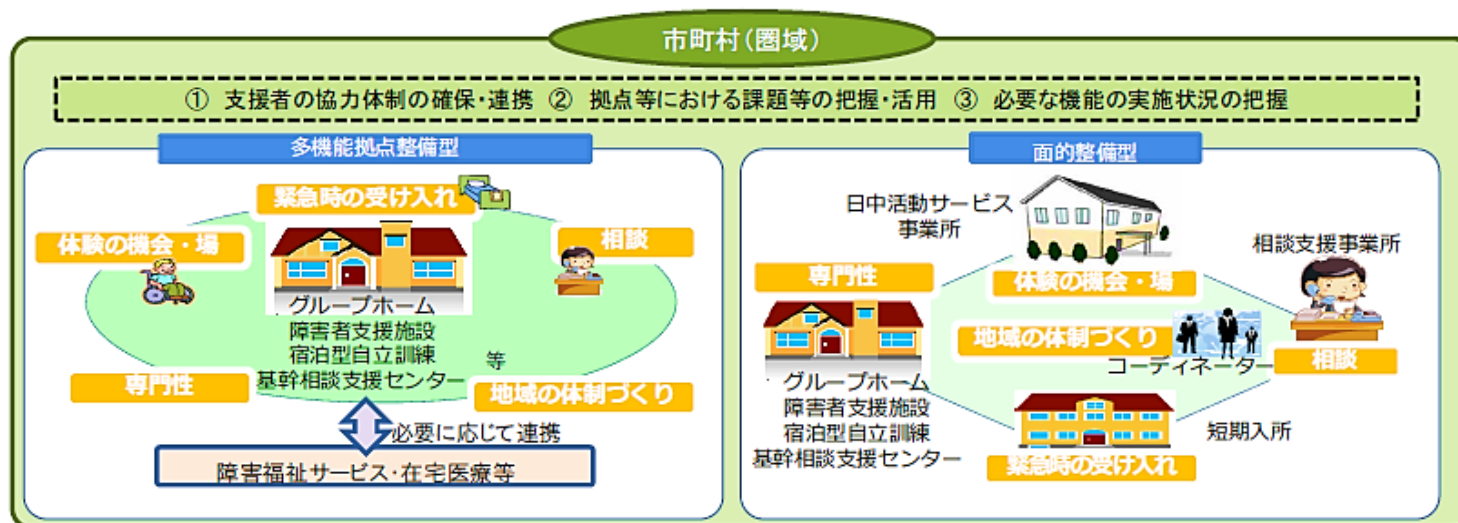
拠点等の5つの機能

機能	内容
相談	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要サービスのコーディネート・相談その他必要な支援を行う機能
緊急時の 受入れ・対応	常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の 機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホームや一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の 確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者等について、専門的な対応を行うことができる体制の確保・人材の養成を行う機能
地域の 体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

拠点等の整備手法

- 拠点等の機能強化を図るため、地域の実情に応じた整備を行うこととされている

類型	内容
多機能拠点整備型	拠点等の機能の強化を図るため、5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した拠点の整備
面的整備型	地域における複数の機関が分担して拠点等の機能を担う体制の整備
多機能拠点整備型と面的整備型との併用	多機能拠点整備型と面的整備との併用



【整備にあたっての経過】

年度	内容
平成24年度	「暮らしの場あり方検討会」を開催 24時間のサポートと緊急時の支援を短期入所事業等に付加することを検討
平成26年度	「安心コールセンター」事業を実施 3年間の検討事業として実施。電話等により夜間・休日等の介護者の緊急時に短期入所利用にかかるコーディネートを実施
平成28年度	緊急時の受入れ・対応の整備にかかる検討
平成29年度	「緊急時対応事業」を開始 新たに「緊急時の受入れ・対応」機能として、「緊急時対応事業」を開始

- **本市においては、既存の障害福祉サービスや事業を活用しながら、5つの機能を分担し、有機的に連動させることで、障害者の生活を地域全体で支える「面的整備型」として、平成29年度「整備済」としている**

拠点等の整備状況について

【政令市の整備状況】

令和4年12月時点

	類型	設置数
整備済	多機能拠点整備型	0市
	面的整備型	15市
	多機能拠点整備型と面的整備型との併用	4市
今後整備予定		1市

※ 堺市調べ

【大阪府内の自治体の整備状況】

令和4年4月時点

	類型	設置数
整備済	多機能拠点整備型	2市
	面的整備型	33市
	多機能拠点整備型と面的整備型との併用	2市
今後整備予定		6市

※ 大阪府ホームページより作成

拠点等に関する主な加算について

- 障害福祉サービス等報酬において、拠点等であることを要件とする加算が創設されている。

	サービス種別	加算名称等	概要
相談	計画相談支援・ 障害児相談支援	機能強化型 基本報酬	拠点等と認定されている相談支援事業所が協働体制を確保することにより、複数の事業所で、機能強化型継続サービス利用支援等の算定要件を満たすことが可能
受入れ・ 緊急時の 対応	計画相談支援・ 障害児相談支援	地域生活 支援拠点等 相談強化加算	拠点等と認定されている相談支援事業所が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所への緊急時の受入れのための調整を行った場合 700単位／回（月4回を限度）
	短期入所	拠点等の場合	拠点等と認定されている短期入所事業所が、サービス提供を行った場合、利用を開始した日について、定める単位に加算 100単位／日 加算（緊急時受入に限らない）
体制づくり 地域の	計画相談支援・ 障害児相談支援	地域体制強化 共同支援加算	拠点等と認定されている相談支援事業所の相談支援専門員が、支援が困難な事例等について、福祉サービス事業所と支援内容を検討し、必要な支援を共同で実施し、地域課題を整理し、自立支援協議会に報告した場合 2,000単位／月（月1回を限度）

拠点等の機能に関する取組内容と課題①

機能	主な取組内容	主な課題
相談	<p>基幹相談支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての障害のある人やその家族の相談窓口である基幹相談支援センターを各区役所内に設置。 地域での暮らしの相談を実施。また、サービス利用のない方などへの支援、相談支援事業所への助言等実施。 各基幹相談支援センターに、地域移行コーディネーターを設置し、地域移行体制整備事業を実施。 <p>計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法上の障害福祉サービス 	<p>拠点等の機能による支援が必要となる障害者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点等における「相談」及び「緊急時の受入れ・対応」を行うにあたって、医療的ケアを必要とする人、行動障害を有する人、障害福祉サービスにつながない人など、緊急時において、障害福祉サービスでは対応が難しく、拠点等の機能による支援が必要な人の事前把握 <p>拠点コーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点等が期待される機能を果たすため、その中心的な役割を担うコーディネーター（拠点コーディネーター）を、主に基幹相談支援センターや相談支援事業所等に配置することが求められている <p>緊急時や休日・夜間の相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、拠点等の機能を担う事業所は、基幹相談支援センターのみと位置付けている 拠点等（面的整備）の機能を充実・強化していくため、相談支援事業所が担う役割等を整理のうえ、緊急時や休日・夜間などの相談に応えられる体制の整備が必要

拠点等の機能に関する取組内容と課題②

機能	主な取組内容	主な課題
<p>緊急時の 受入れ・ 対応</p>	<p>障害者（児）短期入所緊急利用【～令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護者の入院等緊急事由により一時的に障害者（児）の介護ができない場合、緊急時に利用できるベッドを確保 <p>緊急時対応事業【平成29年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護者の緊急時に介護が受けられなくなる障害者を対象に、事前に緊急時の対応を希望する短期入所事業所へ登録を行い、当該法人の夜間・休日祝日のコールセンターに連絡することにより、短期入所事業の受入れにかかるコーディネートや必要に応じて現場への支援員派遣による支援を実施 <p>拠点等を担う短期入所事業所の認定【令和5年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護者の急病等により障害者（児）が在宅で介護を受けることができない状況等において、当該事業所での利用実績の有無に関わらず、休日夜間の受入れができる体制の整備 	<p>緊急時対応事業の対象者拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録している短期入所事業所と同一法人が運営する日中活動事業所を利用していることが事実上前提となっているため、対象者が300人前後にとどまっている。今後、利用者をどのように拡大していくかが課題である。 <p>地域生活支援拠点等としての事業展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は4事業所を地域生活支援拠点等として認定したが、実績や稼働状況を検証し、より効果的に事業展開していく必要がある。

機能	主な取組内容	主な課題
<p>体験の 機会・場</p>	<p>障害者（児）自立生活訓練事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き部屋などを利用した宿泊体験を通じて、将来の自立生活につながる訓練（きっかけ作り）を行い、次の段階の支援につながるための事業 <p>障害者住宅入居等支援事業（単身生活体験事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身生活を希望する障害者に対して、ウィークリーマンション等で体験する機会を提供し、実際の生活に必要なとなる支援や環境等について、アセスメントを実施する事業 <p>グループホーム体験利用・短期入所利用</p> <p>地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法上の障害福祉サービス 	<p>各事業の周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者（児）自立生活訓練事業の利用実績は、令和3年度が2人、令和4年度が1人となっている ・障害者住宅入居等支援事業（単身生活体験事業）の利用実績は、令和3年度が1人、令和4年度が5人となっている ・両事業は利用人数が低調となっており、必要な人が事業を活用できるよう、支援機関等への周知・啓発が必要である。

拠点等の機能に関する取組内容と課題④

機能	主な取組内容	主な課題
専門的 人材の 確保・養成	<p>相談支援強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士・司法書士などの専門家の派遣を行う専門家相談の実施 ・そのほかにも、相談支援事業所の人材育成にかかる研修等（※）を実施 <p>（※）研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任相談支援専門員向け連続勉強会（相談支援サポート事業）の実施 ・ 各区の基幹相談支援センターにて相談支援従事者初任研修及び現任研修のインターバル期間の実習の受入 ・ 相談支援従事者現任研修においては、本市独自の取組として、主任相談支援専門員の協力のもと、「現任研インターバル①勉強会」の開催 	<p>地域の人材育成に向けた仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な仕組みづくりに向けて、「あり方専門部会」にて協議も継続 <p>行動障害を有する人への専門的な支援体制の構築と人材の確保・養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、堺市障害者自立支援協議会の下に、「強度行動障害支援ワーキングチーム（WT）」を設置 ・WTでは、地域で暮らし続けることを目的として、「支援体制・ネットワーク・社会資源の整備」、「支援力の向上」、「外部からの声・視点」、「ノウハウの確立」等をキーワードに協議を続けており、今年度末をめどに、WTとしての報告をまとめる予定 ・また、令和4年度には、国においても、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」が設置され、令和5年3月に報告書がまとめられている ・国の方向性等もふまえ、行動障害を有する人への専門的な支援体制の構築と人材の確保・養成に向けて取組を進めていく必要がある

機能	主な取組内容	主な課題
<p>地域の体制づくり</p>	<p>障害者自立支援協議会による地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺市障害者自立支援協議会（市協議会）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関等、障害福祉の関係機関・関係者が幅広く参画し、地域での相談に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たすことを目的としている。 ・各区内の相談に関する連携及び体制に関する仕組みについて、中核的な役割を果たす区障害者自立支援協議会（区協議会）において、地域の関係機関や関係者とのネットワークを作り、地域の課題やニーズに関する意見交換や連携を実施している。 ・各区の区協議会の運営は、各区の基幹相談支援センターが担っている。 ・各区の区協議会代表は、委員の互選により選出されることになっているが、各区の基幹相談支援センター長が、その役割を担っている。 	<p>障害者自立支援協議会のさらなる活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より、初めての取組として、各区の区協議会の取組の共通テーマを設定（令和5年度も継続） ・共通テーマを設定したことで、「議論の焦点化に時間がかかった」との意見があった一方、「多彩な切り口で多種多様な課題について、質の高い協議を進めることができた」との意見も複数あった ・令和4年12月の法改正において、令和6年4月より、障害者自立支援協議会の役割に、「障害者等の適切な支援に関する情報共有」が明確化された ・また、「個別の支援に係る検討にもとづく地域の支援体制の検討」が明確化されたことにともない、障害者自立支援協議会の関係者に対する守秘義務が課された ・法改正の主旨も踏まえ、障害者自立支援協議会のさらなる活性化が求められている